

リビアとシリア

2012 年 6 月 21 日 担当：濱本正太郎

予習課題

この講義で扱う国際法問題の基礎については、酒井啓亘ほか『国際法』第 5 編第 3 章第 2 節、第 3 節 2 を参照のこと。

「アラブの春」がリビアに波及したのは、エジプト・ムバーラク政権崩壊 4 日後の 2011 年 2 月 15 日であった。首都トリポリでの反政府デモに対し、カダフィ政権は手榴弾や重火器、さらには戦闘機からの機銃掃射で応じた。

これに対し、国連安全保障理事会は、2 月 26 日に[安保理決議 1970 \(2011\)](#) を採択した。同決議において、安保理は、“*Recalling the Libyan authorities’ responsibility to protect its population*”, “*Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations, and taking measures under its Article 41*”と述べ、事態を国際刑事裁判所に付託する¹こと、および、武器禁輸やカダフィとその家族の資産を凍結することなどを「決定」した。しかし、その後も事態は悪化を続け、安保理は決議 1973 (2011)を 3 月 17 日に採択した。それは、“*Determining that the situation in the Libyan Arab Jamahiriya continues to constitute a threat to international peace and security*”と述べ、“4. *Authorizes Member States that have notified the Secretary-General, acting nationally or through regional organizations or arrangements, and acting in cooperation with the Secretary-General, to take all necessary measures², [...] to protect civilians and civilian populated areas under threat of attack in the Libyan Arab Jamahiriya*”とした。これに基づき、北大西洋条約機構(NATO)が[リビアへの空爆を含む武力行使](#)に踏み切った。これは、「[保護する責任](#)」論に基づく武力行使の初の事例ともいわれる。その後の展開はご存じのとおりである。

他方、シリアにおいてもリビアと同様あるいはさらに大規模の自国民殺害が政権によって行われていると報じられているが、同様の強制措置は執られていない ([国連による対応の一覧](#))。リビアへの軍事介入をリードした仏米も、安保理決議のないままにシリアに軍事介入をする可能性には今のところ触れていない (フランス ([仏](#)・[英](#))・[米国](#)の立場)。シリアについてリビアと同様の安保理決議が採択できないのは、もちろん、中

¹ [国際刑事裁判所規程](#) 13 条(b)。酒井ほか・681 頁。現在、国際刑事裁判所において[手続が進行中](#)である。

² この表現の意味につき、酒井ほか・第 5 編第 3 章第 2 節 3 (1)(b)。

国・ロシアが拒否権を行使することが明らかだからである ([中国外務省](#)・[ロシア外務省](#) ウェブサイトにて“syria”で検索)。

これは、国際社会が「保護する責任」をシリアでは負わないことを意味しているか。あるいは、「保護する責任」とは大国が好むときに軍事介入するための方便でしかないのか。いずれにせよ、中・ロが反対し続ける限り、シリア内で人々が殺され続けるのを我々は傍観するほかないのか。いや、それとも、それはシリア人の問題なのだから我々はむしろ傍観にとどまらねばならないのか。

国家は自国内を統治するために主権を有している。では、国家が自国民を殺害する場合、当該国家外の者は何をすることができるのだろうか。あるいは、何もすべきでないのか。